

1 目的・定義【第1条・第2条】

(1) 目的【第1条】

子どもが、その心身の未成熟のため犯罪の危険を回避する能力が低いことに鑑み、子どもを犯罪の被害から守ることについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為を規制し、もって子どもが安心して安全に生活できる健全な地域社会の形成に資すること

(2) 定義【第2条】

- ① 子ども：13歳に満たない者
- ② 保護監督者
 - イ 親権を行う者
 - ロ 未成年後見人
 - ハ 学校の職員その他の者で、子どもを現に保護し、又は監督するもの

2 県、県民及び事業者の責務【第3条～第6条】

(1) 県の責務【第3条】

県民、事業者及び市町村と連携して子どもを犯罪の被害から守るために必要な施策を策定し、実施すること

(2) 県民の責務【第4条】

- ① 子どもを犯罪の被害から守ることに関し理解を深めるよう努めること
- ② 県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めること

(3) 事業者の責務【第5条】

- ① その事業活動に関し子どもに対する犯罪の防止に配慮するよう努めること
- ② 県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めること

(4) 情報の提供、助言その他の必要な支援【第6条】

- ① 県民及び事業者が子どもを犯罪の被害から守るために行う自主的な活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めること
- ② 市町村が子どもを犯罪の被害から守るための施策を実施する場合に、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めること

3 子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為の禁止【第7条～第9条】

禁止行為【第7条】

保護監督者が直ちに危害を排除することができない状態にある子どもに対し、社会通念上正当な理由なく、以下の行為をすること

- ① 甘言又は虚言を用いて感かし、又は欺くような言動をすることにより、人目につかない場所又は人気のない場所へ誘い出し、又は誘い込もうとすること
- ② 義務のない行為を行うことを要求すること
- ③ 言い掛かりをつけ、又はすごむこと
- ④ 身体、衣服、所持品等をつかみ、通路に立ちふさがり、又はつきまとうこと

4 罰則【第9条】

③又は④の行為を行った場合は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

禁止のみ
罰則なし

5 禁止行為に係る通報義務【第8条】

- ① 禁止行為を行ったと認められる者を発見した者は、速やかに保護監督者又は警察官に通報するよう努めること
- ② 通報を受けた保護監督者は、速やかに警察官に通報するよう努めること

6 適用上の注意【第10条】

この条例の適用に当たっては、県民が子どもを犯罪の被害から守るために助け合うことができる関係を損なわないよう配慮し、防犯に関する活動等が阻害されることのないよう十分留意すること

この条例についてのお問い合わせは下記までお願いします。
宮城県環境生活部共同参画社会推進課 TEL：022-211-2567 FAX：022-211-2392
R2.12作成

子どもを犯罪の被害から 守りましょう

子どもを犯罪の被害から守る条例



宮城県ホームページからもダウンロードできます

「子どもを犯罪の被害から守る条例」の概要

県、県民、事業者の責務が定められました

1 県の責務

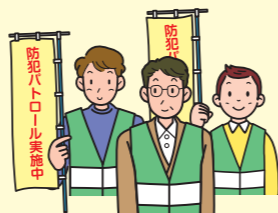
県民、事業者及び市町村と連携して、子ども(13歳未満の者をいう。以下同じ。)を犯罪の被害から守るために必要な施策を実施する

2 県民の責務

- 子どもを犯罪の被害から守ることに理解を深めるよう努める
- 県、市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努める

【責務の具体的な内容】～できる範囲で下記のような取組に御協力をお願いします～

- ・家庭において、子どもが犯罪の被害に遭わないために話し合う
- ・子どもの防犯に関する情報に注意を払う
- ・「学校安全ボランティア」や「子ども110番の家」、「青色防犯パトロール」などの地域で行われている防犯活動に積極的に参加する



3 事業者の責務

- 事業活動に関し子どもに対する犯罪の防止に配慮するよう努める
- 県、市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努める

【責務の具体的な内容】～できる範囲で下記のような取組に御協力をお願いします～

- ・夜間に子どもだけで店舗内にいるような場合に帰宅を促す
- ・子どもを犯罪の被害から守ることについての社員教育を実施する
- ・「子ども110番の家」、「青色防犯パトロール」などの地域で行われている防犯活動に積極的に参加する



【県民、事業者の皆様へのお願い】

- 本条例は
- ・登下校の見守り活動中に行う子どもたちへの挨拶
 - ・危険な行為をしている子どもへの注意喚起
 - ・公園や空き地、人通りの少ない路地等で一人遊びをしている子どもへの注意喚起

といった善意の声かけ等を規制するものではありません。

地域社会全体で子どもを守る活動がより一層活性化することを目指すものですので、子どもの健全育成のための声かけ等は積極的に行っていただきますようお願いします。



宮城県では、心身が未成熟で、犯罪の危険から身を守る能力が低い子どもを地域社会全体で守っていくことを目的として、「子どもを犯罪の被害から守る条例」を制定しました(平成28年1月1日施行)。

以下の行為が禁止されます

1 禁止される行為

保護監督者(親権者、学校等の職員など)が直ちに危害を排除できない状態にある**13歳未満の者**に対し、次の行為を行うこと(防犯に関する活動等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除きます)

- ① (甘言 虚言) を用いて (惑わす 欺く) ような言動をすることにより (人目につかない場所 人気のない場所) へ (誘い出そう 誘い込もう) とすること



(例)「面白いおもちゃを持っているから、あっちで一緒に遊ぼう」「お父さんが事故に遭ったから、車で迎えに行こう」などと声をかけて、人目につかない場所や人気のない場所へ誘う

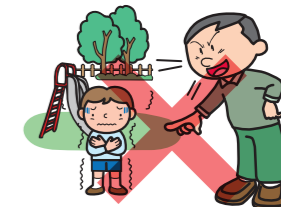
- ② 義務のない行為を行うことを要求すること

(例)「名前と住所を教えて」としつこく要求する



- ③ 言い掛かりをつけ、又はすこむこと

(例)「誰に断って遊んでいるんだ、ここは俺の公園だ」と声を荒げて難癖をつける



- ④ 身体、衣服、所持品等をつかむこと

(例)下校中の小学生のランドセルをつかむ



- ⑤ 進路に立ちふさがり、又はつきまとうこと

2 罰則

上記の禁止行為のうち、③から⑤までの行為を行った場合、**30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料**が科されます

3 禁止行為を行った者を発見した場合の通報義務

- 禁止行為を行った者を発見した場合は、**速やかに保護監督者又は警察官に通報**するよう努めてください
- 通報を受けた保護監督者は、速やかに警察官に通報するよう努めてください